

○武蔵野市環境啓発施設運営会議設置要綱

令和元年7月10日要綱第67号

最終改正 令和5年8月18日要綱第77号

(設置)

第1条 武蔵野市一般廃棄物処理施設設置条例(令和2年9月武蔵野市条例第38号)第1条の規定により設置するむさしのエコr eゾート(以下「武蔵野市環境啓発施設」という。)の市民参加により運営する環境啓発事業等について意見を聴取するため、武蔵野市環境啓発施設運営会議(以下「運営会議」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 運営会議は、次に掲げる事項について意見聴取を行う。

(1) 武蔵野市環境啓発施設の市民参加により運営する環境啓発事業に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(構成)

第3条 運営会議は、次に掲げる者10人以内をもって構成する。

(1) 学識経験のある者

(2) 市民団体等に属する者

(3) 行政関係者

(委員長及び副委員長)

第4条 運営会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 運営会議が必要と認めるときは、運営会議の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は資料の提出を求めることができる。

(謝礼)

第 6 条 委員には、運営会議の会議 1 回の参加につき 12,000 円の謝礼を支払う。

(庶務)

第 7 条 運営会議の庶務は、環境部環境政策課が行う。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、運営会議について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、令和元年 7 月 10 日から施行する。

2 この要綱の施行の日から令和 2 年 3 月 31 日までの間における第 7 条の規定の適用については、同条中「武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」とあるのは「武蔵野市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」と、「日額とし、その額は市長」とあるのは「市長」とする。

付 則 (令和 2 年 4 月 1 日要綱第 237 号)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 5 年 4 月 1 日要綱第 190 号)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則 (令和 5 年 8 月 18 日要綱第 77 号)

この要綱は、令和 5 年 8 月 18 日から施行する。